

今回は、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会中、討論と採決（表決）に関するものについて説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

### Q1 委員長と本会議での反対討論について

委員会に付託された事件が賛成多数で可決された。これを本会議で委員長が報告することになるが、委員長は当初から当該事件に対して反対の考えであった。

委員長が委員長報告で原案可決を報告した後、当該事件に対する討論において反対討論をすることは可能か。それとも、委員会の審査結果に従うべきであると判断し、反対討論をすることが不可能なのか。

**A1** 結論から述べますと、可能と考えます。地方自治法や会議規則に委員長報告を行った委員長が、討論をすることを禁じる規定がないことが主な理由です。また、委員長報告は事件を付託された委員会の代表である当該議

連載(25)

# 議会運営

# Q&A

全国市議会議長会  
調査広報部副部長  
本橋 謙治

員が委員長の立場で報告を行ったものであり、討論は議員の立場で行ったもののため、立場が異なると考えることができます。

しかし、議場にいた他の議員から見れば、原案可決の委員長報告を行った者が反対の討論を行うことに違和感を覚えることが予想されます。このため当該議員の行動を批判する議員が出ることが考えられますが、先に述べたように討論を禁止する規定がないため、委員長である議員に対して道義的な責任を問うことはできても、懲罰動議の提出のような法的な責任を問うことはできないと考えます。

他の議員からこのような批判が予想される場合は、あらかじめ議会運営委員会などを通じて反対討論を行うことを通知し、他の議員からの理解を求めると、できるだけ批判が出ないようにしておくことが適当です。

### Q2

報告に対する討論の実施について  
本市では、一定金額以下の損害賠償について地方自治法第180条に基づく専決処分を委任を行っている。今定例会に当該規定に基づく専決処分の報告が本会議で行われることになっているが、一部の議員が当該報告に対し討論を希望する意見が出された。当市議会では、過去に専決処分の委任に関する報告に対する討論に実施の事例がないため、討論を実施すべきかどうか検討している。

このような報告に対し、討論の実施は可能か。

### A2

結論から述べますと、討論は不可能と考

えます。地方自治法第180条の専決処分  
委任については、法第179条に基づく専決  
処分と異なり、その報告は議会の承認を得る  
必要はありません。

討論の現状をみると、党派制が定着してい  
る議会では、党派ごとに賛否の意思を決めて  
いるのでその目的が失われつつありますが、  
討論の目的は、単なる賛成、反対の意見の表  
明ではなく、討論を行っている議員の意見に  
他の議員を同調させることであることから、  
議会の議決の対象となるものに対して実施す  
ることが可能です。

このことから、法第180条の報告は、議  
会の議決（承認）を得ることなく、議会で報  
告されるだけであることから、法第179条  
の専決処分の報告と異なり、討論を行うこと  
は不可能です。

同様に、法第243条の3第2項に基づき  
法人の経営状況に関する報告についても議決  
の対象でないことから、当該報告に対する討  
論は不可能です。

#### 参考 地方自治法

**第180条** 普通地方公共団体の議会の権限  
に属する軽易な事項で、その議決により特  
に指定したものは、普通地方公共団体の長  
において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたとき  
は、普通地方公共団体の長は、これを議会  
に報告しなければならない。

#### 第243条の3 省略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第  
3項の法人について、毎事業年度、政令で  
定めるその経営状況を説明する書類を作成  
し、これを次の議会に提出しなければならない。  
ない。

#### 3 省略

**Q3** 会議規則に規定されている「討論を  
用いないで」について

本市議会の会議規則の「討論を用い  
ないで」という規定は、通常、表決の  
前に行われる討論を禁じていると解し  
ているが、人事案件など規定がないも  
のに対しても討論を行っていない。ど  
のような理由で行わないのか。

**A3** 標準市議会会議規則には、Q3のように「討  
論を用いないで」という規定が数か所あります。

このような規定がある理由は、討論の対象  
となり得る事件の内容が単純明快であるこ  
と、仮に討論を認めると討論の対象以外のも  
のについての討論が行われる可能性があるこ  
となどからです。

Q3の人事案件については、会議規則には「討  
論を用いないで」という規定はありませんが、  
①その内容が単純明快であること、②人事案  
件について反対討論を行うと対象者の誹謗中  
傷になる可能性があることなどから、討論を  
行わないことを申し合わせたり、慣例として  
いるものと思われれます。

規則上、「討論を用いないで」という定め  
がない以上、討論を行うことが可能です。し  
かし、申し合わせや慣例などにより討論を  
行っていない事件はあり得ますので、  
必要ならば、各議会で慣例等に基づいて討論  
を行わないことの適否や討論を行わないこと  
にしている事件の対象の見直しなどを検討す  
ることも一つの方法です。

#### 参考 標準市議会会議規則

**第21条** 議長が必要があると認めるとき又は  
議員から動議が提出されたときは、議長は、  
討論を用いないで会議にはかつて、議事日  
程の順序を変更し、又は他の事件を追加す  
ることができる。

#### 第37条 省略

#### 2 省略

3 前2項における提出者の説明及び第1項  
における委員会の付託は、討論を用いない  
で会議にはかつて省略することができる。

Q4

議員の表決権の行使について  
議事に提出された二つの議員定数条例の一部改正案の採決順序について議会運営委員会で協議した結果、否決される見込みである方を先に諮ることとなった。

議会運営委員会の協議の結果を聞いた一部の議員が、最初に諮る案に賛成するが、当該議案が否決となった場合、もう一方の案に賛成することができるとかどうが事務局に確認を求めている。  
このようなことが可能なのか。

A4 結論から述べますと、可能と考えます。しかし、他の議員から誤解される可能性があるため、事前に議会内での周知を図っておくことが適当です。

Q4のように対案関係にある二つの議案が提出された場合、議員はいずれかに賛成又はいずれも反対という意思を持つことが予想されます。議員定数について、各議員がさまざまな意見（減らすべき、現状維持、増やすべき）があり、必ずしも一つの案に議会全体が統一されるとは限りません。対案関係にある事件の採決順序については、①効率的な議事運営のため可決される見込みの事件から採決する、②可能な限り採決の機会を与えるため否

決される見込みのある事件から採決するという考えがあります。①の方法を用いた場合、先に諮った事件が可決すれば議会の意思が確定するため、残りの事件は「議決不要」となり、事実上否決になります。一方、②の方法を用いた場合、個々の事件に対して明確に可決、否決という議会の意思が示されることとなります。①のように議会運営の効率性を重視する運営をするのか、②のように明確な議会の意思の提示を重視する運営をするのかは各議会の判断となります。

Q4については②の考えを採用し、個々の議案に対する議会の意思を示す採決方法であることから、最初に諮った議案に賛成したが否決となったため、もう一方の事件に対する賛否を表明する機会がありますので、当該議員は賛成又は反対いずれの意思も表明することが可能です。ここで問題になるのは、対案関係にある二つの事件の一方に賛成したのだから、もう一方については反対するべきではないかという意見にどのように対応するかです。先に述べたようにQ4の場合に関する議員の表決権に対する法的な制約はありませんので、議員は賛成することも反対することも可能です。しかし、他の議員から見れば、最初に諮った議案に賛成した以上は、他の議案に反対するべきと考え、当該議員の行動に対し

て批判することが予想されます。しかし、当該議員としては、議員定数の変更の必要性を感じており、少なくとも現状を変更したいと考えるならば、先に採決に付された議案に賛成したが、否決となったため、次に採決に付された議案に賛成することは十分に予想されることとです。

当該事例は、各議員の考え方の違いに基づくものであり一方が正しく、もう一方が間違っていることではありませんが、議員のこのような表決行動に対する批判等が予想されることから、事前に議会運営委員会等でQ4のような表決は法的には問題がないことなどを協議、確認し、本会議に臨むことが適当と考えます。

なお、Q4と類似した事例として、修正案に賛成した議員が、修正案が否決された後に諮る原案について賛成することができるかについても、同様に可能です。

参考文献

議会運営の実際（自治日報社）  
議会運営実務提要（ぎょうせい）  
地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）